

さいたま市立小・中・中等教育（前期課程）・特別支援学校 在学児童生徒 保護者各位

## 令和8年度日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の 保護者負担金について

さいたま市教育委員会

さいたま市では市立の学校に在籍する児童生徒の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下、「スポ振」という。）と災害共済給付契約を結んでいます。

この災害共済給付制度は、学校の管理下において児童生徒が災害に遭った場合に、保護者に対して医療保険適用の医療費や見舞金の給付を行う制度です。国・学校の設置者・保護者の三者の負担による互助共済制度であるため、低い掛金で厚い給付が行われます。令和7年度はさいたま市立の学校において児童生徒等総数の98.9%に当たる約102,800人に加入いただきました。

なお、災害共済給付制度の加入にあたっては、加入同意書及び共済掛金の保護者負担が必要になります。

### 共済掛金額(年額)

区 分	保護者負担額
小・中学校（中等教育前期課程、特別支援学校小・中学部）	4 6 0 円
高等学校（中等教育後期課程、特別支援高等部）	1, 7 6 5 円

※小・中学校において、加入手続きの基準日（5/1）に要保護又は準要保護に認定されている世帯（就学援助制度の認定世帯）の方は、掛金を市と国が負担します。

### 掛金の支払について

令和8年度の共済掛金の保護者負担額については、申し込まされた口座から **8/31 に口座振替**いたします。

口座振替申込をしていない方は、納付書により金融機関でのお支払いになります。詳しくは、8月中旬に御自宅に郵送される納付書をご確認ください。

### その他

- ・同意書を提出いただきますと、さいたま市立学校（中等教育後期及び高等学校は除く）に在籍の間は、毎年度（4/1～3/31）自動更新となります。また、さいたま市立小学校へ同意書を提出し、卒業後さいたま市立中学校へ入学した場合も自動更新となります。
- ・前年度加入しており、今年度から加入を辞退される場合は、5/1が基準日となりますので、4月中旬に在籍の学校へ連絡をお願いします。
- ・前年度未加入で、今年度から加入を希望される場合は、4/30までに在籍の学校へ同意書の提出をお願いします。なお、同意書は学校で配布しております。
- ・長期欠席等から復学し、加入を希望される場合は、在籍の学校へ連絡をお願いします。

#### 【お問合せ先】①同意書について

さいたま市教育委員会事務局学校教育部健康教育課

TEL：048-829-1678（直通） FAX：048-829-1990

#### ②掛金の支払、口座振替について

さいたま市教育委員会事務局学校教育部おいしい給食サポート課

TEL：048-829-1591（直通） FAX：048-829-1990